

特待生制度採用校の調査について

平成 20 年 5 月 22 日
日本高等学校野球連盟

1) 募集要項確認項目 (20 年 9 月末)

野球特待生制度を採用する加盟校に、平成 21 年度募集要項を提出してもらい、次の事項を確認する。

① 特待生制度として野球部員の採用予定人数

* 募集要項で、野球部としての個別採用人数を挙げない場合は、公表された運動部全体数を確認の上、野球部としての採用予定人数を聞き取り調査で把握する。

② 野球特待生採用条件に、野球(スポーツ)技能優秀の上に、学業および生活態度も重視することが明記されているか、確認する。

③ 野球特待生応募には、所属中学校校長の推薦書が必要条件として定められているか、確認する。

2) 採用時の調査対象項目 (21 年 5 月末)

① 年度の部員登録時に、その年度実際に入学した野球部特待生の人数。

② 入学した人数が 6 人以上の場合は、なぜその人数としたか理由を添えてもらう。

3) 入学後の調査対象項目 (22 年 5 月末)

野球部特待生として在籍 1 年後の状況を以下の内容について調査する。報告は採用した人数の調査項目の内訳を調査し、生徒を特定する調査はしない。

i) 部活動に関する調査内容

部活動継続中・または休止

* 「休部、退部、退学」があれば、その理由を記載してもらう。野球部員としての活躍の状況は特に問わない。

ii) 学業と部活動に関する調査内容

・ 学業と部活動の両立を目指しているか。

① 大いに認められる ② 認められる ③ やや努力が必要

iii) 生活態度に関する調査内容

・ 学校の規律を守り、生徒間での協調性がとれているか。

① 大いに認められる ② 認められる ③ やや努力が必要

iv) 特待生制度採用による効果と問題点

学校当局として特待生制度の効果と問題点について記述してもらう。

4) 調査結果の公表

特待生制度採用に当たっては、公正かつ透明性を図ることが前提条件となっているので、以下の通り日本高等学校野球連盟調査結果のうち、必要事項を公表する。

・ 特待生制度採用段階 (平成 20 年 9 月末)

加盟校のうち平成 21 年度生徒募集について、特待生制度を採用する予定の学校名を公表する。この際、募集に公表されている内容を基にする。

・ 特待生入学結果 (平成 21 年 5 月末)

実際に入学した人数を全国集計して 5 人以下と 6 人以上の学校数を公表する。学校名および生徒の氏名は公表しない。

・ 入学後の調査対象項目 (22 年 5 月末)

調査した学校名および学校別の個人の結果については公表しない。

以上